

田原本町道路ストック包括民間委託業務

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、田原本町道路ストック包括民間委託業務（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他必要な事項を定めるものとする。

1. 本件業務の趣旨

本件業務は、橋梁長寿命化修繕事業及び道路維持建設事業において、令和6年度より5カ年に渡り田原本町の道路ストック（橋梁、道路舗装、道路附属物）について包括発注を行うものである。

橋梁長寿命化修繕事業においては、橋梁補修設計業務の個別発注に対し、複数年契約で業務を実施することにより、一層の品質向上、アセットマネジメントの効率化、合理的なコスト縮減を図ることを目的とした業務であり、ECI方式（田原本町仕様）（以下「ECI方式」という）を導入することにより、橋梁の補修における期間短縮や品質向上、施工調整等の円滑化・効率化を図ることを目的とした業務である。

(<http://www.town.tawaramoto.nara.jp/kurashi/seikatsu/kyouryou/7840.html>)

道路舗装や道路附属物においては、全体的な状況把握も十分でなく、計画的な維持管理を進めるために、点検調査をはじめ修繕計画を策定する必要がある。本件業務では、DX技術を活用して、橋梁の長寿命化計画策定や道路ストックの維持管理の効率化を図り、情報管理・資料整理等を容易に行える支援システムの構築・導入を行い業務の効率化を行うことを目的とした業務である。

2. 本件業務の概要

(1) 業 務 名 田原本町道路ストック包括民間委託業務

(2) 業 務 内 容 道路舗装点検 町道268.5km（令和6年度…幹線道路：56.6km、生活道路：211.9km）

道路附属物点検（令和6年度…照明柱：55基、標識柱：357基、カーブミラー：1576基）

橋梁点検 N=354橋（令和7年度…278橋、令和8年度…48橋、令和9年度…9橋、令和10年度…19橋）

橋梁補修設計 N=29橋（令和7年度…8橋、令和8年度…7橋、令和9年度…7橋、令和10年度…7橋）

（別に定める仕様書のとおり）

(3) 契 約 期 間 契約締結日から令和11年3月16日（金）まで

(4) 契 約 上 限 額 104,082,000円（最低制限価格 84,306,200円）
（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

年度毎の契約上限額

令和6年度 11,000,000円（最低制限価格8,826,400円）

令和7年度 49,907,000円（最低制限価格40,423,900円）

令和8年度 17,446,000円（最低制限価格14,130,600円）

令和9年度 12,199,000円（最低制限価格9,880,200円）

令和10年度 13,530,000円（最低制限価格10,959,300円）

(5) 業 務 概 要 仕様書参照

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規定第5条の規定に基づき登録された「鋼構造及びコンクリート」部門の資格を有すること。
- (9) 定期点検に関する省令・告示（平成26年7月1日施行）以降の基準に基づき、国又は地方公共団体が実施した「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」の全てを元請による履行実績を有すること。
- (10) 管理技術者、照査技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有し「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上で過去5年間（令和元年度～令和5年度）の履行実績を有する者を配置できること。
- (11) 担当技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有している者を配置できること。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付開始	令和6年8月1日（木）
質疑の受付開始	令和6年8月8日（木）
質疑の受付締切	令和6年8月22日（木）午後3時まで
質疑の回答（ホームページにて）	令和6年8月27日（火）
参加申込の受付締切	令和6年9月3日（火）

第1次審査(書類審査)(4者以上の申込があった場合)	令和6年9月9日(予定)
第1次審査結果通知	令和6年9月17日(予定)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和6年9月24日午後(予定)
第2次審査結果通知	令和6年9月下旬(予定)
契約締結	令和6年9月下旬(予定)

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

- (1) 提出期間
令和6年8月1日(木)から令和6年9月3日(月)
ただし、持参の場合は土日祝日を除く。
- (2) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所
田原本町役場
- (4) 提出方法
持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)
- (5) 提出書類
- (6) 参加申込書(様式第1号)
- (7) 会社概要(様式第2号)
- (8) 業務実績報告調書(様式第3号)※過去5年間
- (9) 過去の業務実績がわかる書類(契約書の写し・仕様書の写し・テクリス等)
- (10) 業務実施体制調書(様式第4-1号・様式第4-2号)
- (11) 見積書(任意様式)(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (12) 登記事項証明書(履歴事項証明書)
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- (13) 直近1年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)
- (14) 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税:様式その3の3)
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- (15) 主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税(介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。)に滞納がない旨の証明書
ただし、発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- (16) 誓約書(様式5号)
- (17) 提案書提出書(様式第8号)
- (18) 提案書表紙(様式第9号)
- (19) 一般事項に関する提案(様式第10号)
- (20) 品質に関する提案書(様式第11号)
- (21) 工程に関する提案書(様式第12号)

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。(なお、企画提案書のページ数は、表紙を含めて20ページ以内とし、文字サイズは、10ポイント以上とする。)

ア 企画提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成(イメージ図や写真添付可能)し、各ページにページ番号を記入すること。

イ 仕様書に掲げる内容を盛り込んだ企画提案書を作成すること。

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部及びデータ

副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、製本しないこと。

※提出書類⑦～⑩については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、前記 3 の参加資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

6. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第 6 号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1 参加者につき 1 回までとする。

(1) 受付期間

令和 6 年 8 月 8 日（木）から令和 6 年 8 月 22 日（木）午後 3 時まで

ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（受付時間内必着）

(3) 提出方法

下記 13. 問合せ先に電子メールにて質疑書（様式第 6 号）を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。

なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外による質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和 6 年 8 月 27 日（火）までに町ホームページにて回答する。

(5) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

7. 企画提案内容

仕様書を踏まえ、次の内容について提案すること。

(1) 一般事項に関する提案

本業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画等の業務実施にあたっての基本的な考え方等について提案し、道路ストック包括発注と ECI 方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案すること。また、見積金額が、合理的かつ経済性について優れていることを提案すること。

(2) 品質に関する提案

本業務実施に伴い、効果的で効率的なアセットマネジメント及び品質向上実現のための、点検・計画・設計時の精度向上や、施工品質向上のための DX 技術（ウェアラブルカメラ等）を用いた効果的な技術指導法や地元業者育成方法等について提案すること。また構築・導入を行う橋梁長寿命化計画や個別施設計画等の策定支援システムについては、操作性に優れ、維持管理業務を効率的に行えるものを提案すること。

8. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第 1 次審査及び第 2 次審査により行うものとし、選定に係

る審査は、田原本町道路ストック包括民間委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記（4）に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記（4）に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（100点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。

また、受託候補者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（第1次審査30点、第2次審査60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合、第1次審査、第2次審査ごとに、総評価点の2%を加点する（第1次審査の場合1点を加算し51点満点とし、第2次審査の場合2点を加算し102点満点とする。）。また、複数の評価項目に該当する場合でも、加点の上限は第1次審査で1点、第2次審査で2点とする。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
一般事項に関する提案	業務の目的、条件、内容を理解しているか。	5
	業務実施手順を示す業務フロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、道路ストック包括発注と田原本町版 ECI 方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案されているか。	5
	見積額が経済性に優れているか。	10

品質に関する提案		道路ストック包括業務と ECI 方式を用いた業務実施に伴い、効果的で効率的なアセットマネジメント及び品質向上実現のための点検・計画・設計時の精度向上や、DX 技術（ウェアラブルカメラ等）を用いた現場指導等の効果的な使用手法、施工品質の向上へ繋げる為の施工手法や地元業者育成方法等が示され、道路ストックの維持管理を効率的に行える DX 技術の活用法、導入方法について提案されているか。	1 0
工程に関する提案		道路ストック包括発注と ECI 方式を用いた業務実施を確実に遂行するための工程管理及び規制計画に関する方法について提案されているか。	1 0
業務の実現性	業務実績・体制	過去の類似業務等の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか。	5
	経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5

第2次審査（100点満点）

評価項目		評価事項	評価点
一般事項に関する提案		業務の目的、条件、内容を理解しているか。	5
		業務実施手順を示す業務フロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、道路ストック包括発注と田原本町版 ECI 方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案されているか。	5
		見積額が経済性に優れているか。	2 0
品質に関する提案		道路ストック包括発注と ECI 方式を用いた業務実施に伴い、効果的で効率的なアセットマネジメント及び品質向上実現のための点検・計画・設計時の精度向上や、DX 技術（ウェアラブルカメラ等）を用いた現場指導等他の効果的な使用手法、施工品質の向上へ繋げる為の施工手法や地元業者育成方法等について提案されているか。	1 5
		道路ストック包括発注に対し、橋梁長寿命化及び道路ストックの維持管理の効率化に向け、情報管理、資料整理等を容易に効率よく行える DX 技術の活用、導入方法について提案されているか。	1 5
工程に関する提案		道路ストック包括発注の工程管理に関して、年度毎に確実に業務を完了出来るための方法について提案されているか。	1 5
		工事に伴う通行規制期間の縮小及び、通行止めに伴う道路利用者負担軽減について提案されているか。	1 5
業務の実現性	業務実績・体制	過去の類似業務等の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか。	5
	経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5

9. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和6年9月24日（火）午後（予定）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分程度

(5) その他

① プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。

※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。

④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。

(3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

(4) 見積額が契約上限額を超えるとき。

(5) 見積額が最低制限価格未満であったとき。

(6) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

12. その他

(1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めな

い。

- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成 11 年 12 月田原本町条例第 22 号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

13. 問い合わせ先

田原本町道路ストック包括民間委託業務 仕様書

業務名：田原本町道路ストック包括民間委託業務

履行場所：奈良県磯城郡田原本町 地内

履行期間：契約日：

着手日：

完了日：令和11年3月16日

資格名：

番号：

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、関係法令、各種基準によるものとする。

（奈良県ホームページ参照 <https://www.pref.nara.jp/55868.htm>）

第2条 共通仕様書等に対する特記事項は、以下のとおりとする。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）の資格を有し「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上の履行実績を有する者を配置できること。

（照査技術者）

第4条 照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、管理技術者と同等以上であり、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）の資格を有し「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上の履行実績を有する者を配置できること。

（担当技術者）

第5条 担当技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造物及びコンクリート）の資格を有している者を配置できること。

（業務目的）

第6条 従前より実施してきた橋梁維持管理に関する設計業務や工事の個別発注に対し、新たにECI方式（田原本町仕様）を前提とした設計の包括的発注（業務内容の包括、複数年の包括的発注等）を行うことにより、健全度Ⅲと判定された早期対策が必要な橋梁群について効率的かつ効果的な維持管理を実践するため、橋梁包括的発注事業に関する検討会において、橋梁包括的発注事業に関する基本方針が決定されたところである。

本業務は、当該基本方針に基づき、橋梁点検、長寿命化修繕計画の策定支援（アドバイザー）、ECI方式（田原本町仕様）による橋梁補修設計を包括的に発注し、健全度Ⅱと判定された橋梁を対象に予防保全型維持管理を遂行する。さらに舗装、道路附属物に対する点検及び個別施設計画の策定支援（アドバイザー）も併せて行い、本町が管理する道路ストックの安全かつ効果的な維持管理を実践するものである。

（業務条件）

第7条 本件業務に係る条件は次のとおりとする。

(1) 契約上限額 104,082,000円

（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

（内訳）

令和6年度 11,000,000円

令和7年度 49,907,000円

令和8年度 17,446,000円

令和9年度 12,199,000円

令和10年度 13,530,000円

※業務内容、業務委託料は事業の進捗状況、発注者の予算上の都合等により変更できるものとする。その場合は、あらかじめ発注者と受託者が協議して処理するものとする。

(2) 業務場所 奈良県磯城郡田原本町 地内

道路舗装点検：町道268.5km 田原本町ホームページ 道路台帳参照

道路附属物点検：照明柱55基、標識柱357基、カーブミラー1576基

橋梁点検：354橋 別紙一覧のとおり

橋梁補修設計：29橋 別紙一覧のとおり

(3) 本業務のうち、橋梁補修設計業務の契約方式としてECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式（田原本町仕様）を採用しており、受託者は別途提示する「田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書」により、発注者及び工事請負予定者と協定を取り交わさなければならない。

また、「田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書」に基づき、三者協議会を通じて対象橋梁の長寿命化に資する工事の実現に向け、最新の技術水準により実施設計を行わなければならない。

※三者協定書とは

発注者が実施する田原本町橋梁補修工事において、本工事を完成させるため、発注者、設計者及び工事請負者が協力して本工事を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めたも

のである。

※三者協議会とは

発注者及び設計者並びに工事請負者の三者により組織されるもので、実施設計時に三者会議において検討された技術提案及び施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計及び工事に反映される組織をいう。

(適用基準及び使用する技術基準)

第8条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(奈良県)」、「測量業務共通仕様書及び、国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準」(以下「共通仕様書」という。)の他、下記基準類等に準拠すること。

- ・道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省
- ・道路橋定期点検要領(令和6年1月26日暫定版 国土交通省道路局) (参考資料)
※改定版公表後の取り扱いについては受発注者協議の上で決定する
- ・横断歩道橋定期点検要領(平成31年2月 国土交通省道路局)
- ・奈良県道路橋定期点検要領(案)(平成27年3月 奈良県)
- ・橋梁における第三者被害予防措置要領(案)(平成28年12月 国土交通省 道路局国道・防災課)
- ・道路橋示方書・同解説 I～V(平成14年3月(社)日本道路協会)
- ・道路橋示方書・同解説 I～V(平成24年3月(社)日本道路協会)
- ・道路橋示方書・同解説 I～V(平成29年7月(社)日本道路協会)
- ・舗装設計便覧(平成18年2月(社)日本道路協会)
- ・道路橋床版防水便覧(平成19年3月(社)日本道路協会)
- ・田原本町における橋梁保全事業に関するECI方式ガイドライン(平成30年2月)
- ・橋梁包括発注事業に関する基本方針(令和元年12月)
- ・田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年12月)
- ・その他関係法令、基準他

業務の実施にあたって、最新の諸基準に基づいて行うものとする。

(業務内容)

第9条 業務内容は次のとおりとする。

【令和6年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上

必要な諸準備を行う。

(2) 資料収集整理

本業務に必要な資料を収集し、整理する。主な収集する資料を以下に示す。

- ・舗装及び道路附属物に関する履歴等の基本情報
- ・舗装及び道路附属物に関する最新の点検・診断結果（路面性状調査結果含む）
- ・過年度の修繕計画・実績に関する資料
- ・その他関連資料

(3) 道路舗装点検

発注者が管理する町道 268.5 km（幹線道路：56.6 km、生活道路：211.9 km）について、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための舗装に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的に、「舗装点検要領 平成28年10月 国土交通省道路局」に基づいて現地確認、あるいは ICT 技術等を活用した画像判読等により、舗装の状態を把握、診断する道路舗装点検を実施する。

1) 点検及び診断（健全性の診断）

現地確認による点検・診断、あるいは ICT 技術（ドライブレコーダー）等による全数の映像取得を行い、AI 技術等を活用した診断等を実施し、点検対象路線の路線単位での舗装の健全性診断を行う。

2) 点検記録様式の作成

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel にて「別紙 3 点検表記録様式」を作成する。

3) 維持管理計画の策定支援

現地確認あるいは ICT 技術（ドライブレコーダー）等による点検結果およびシルバー人材による日常点検結果を踏まえ、発注者が策定する維持管理計画の策定支援を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成を行う。なお、提出内容に関しては点検開始前に発注者へ記載様式を確認し、承認を得た上で作成する。

(4) 道路附属物点検

発注者が管理する道路附属物（照明柱：55基、標識柱：357基、カーブミラー：1576基）について、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図ることを目的に、道路附属物に関する効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るた

め、下記に示す資料を参考に、現地確認あるいはICT技術を活用した画像判読等により状態を把握、診断する道路附属物点検を行う。

【参考資料】

- ・「H22年度道路交通安全施設現況調査業務 田原本町」
- ・「小規模附属物点検要領 H29.3 国土交通省道路局」

1) 点検表記録様式の作成

点検表は、通常点検の点検表記録様式を作成する。

2) 点検及び診断（健全性の診断）

現地確認あるいはICT技術（ドライブレコーダー）等による全数の映像取得を行い、診断を実施する等、点検対象路線に設置されている道路附属物単位での健全性の診断を行う。なお、損傷判定、健全度診断に関する判断基準は、上述の参考資料を基に案を作成し、調査職員と協議の上で決定する。

3) 維持管理計画の策定支援

現地確認あるいはICT技術（ドライブレコーダー）等による点検結果およびシルバー人材による日常点検結果を踏まえ、発注者が策定する維持管理計画の策定支援を行う。

(5) 報告書作成

道路舗装点検並びに道路附属物点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(6) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を調査職員に提出するものとする。

- ・着手 1回
- ・完了 1回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和7年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上

必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁包括的発注に係る資料収集整理

本業務に必要な資料を収集し、整理する。主な収集する資料は以下に示す。

- ・橋梁諸元等の基本情報
- ・最新の点検・診断結果
- ・過年度の修繕計画・実績に関する資料
- ・その他関連資料

(3) 橋梁定期点検

本業務で点検を行う 354 橋のうち、278 橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図り、橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省」を参考とし、「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

5) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づきMicrosoft Excelにて「別紙 3 点検表記録様式（その１）、（その２）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

6) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

7) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(4) 橋梁補修設計

橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた８橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量（概算工事費）・報告書等の作成を行う。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関するＥＣＩ方式ガイドライン（平成３０年２月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の

上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、現地調査結果より、設計する上で試験が必要と判断された場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、調査職員との協議にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、LCCも考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 補修計画の立案

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）（図面・数量・施工計画）

① 工事請負者の技術協力による図面・数量・施工計画等の修正

補修設計（詳細）は、工事発注後に工事請負者の技術協力を踏まえて工事に必要な図面・数量の修正、施工計画の修正を行うものとする。4)補修計画の立案結果を基に、三者協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件を踏まえた工事請負者の技術協力等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加える

② 施工時における設計者の技術協力

施工に際し、設計者は工事請負者に対して補修方法や補修手順等に関する技術協力（アドバイス）を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の立案、数量算出等を行うものとする。

6) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視等により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、その結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新を行うものとする。

7) 協議用資料作成

工事請負者にて作成した関係機関等の協議用資料について、調査職員の指示に従い照査等を実施する。

8) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

9) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び設計者並びに工事請負者による三者協議会を開催するものとする。三者協議会は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の 3 回とするが、調査職員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

10) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(5) アドバイザリー

損傷実績・補修工事实績に基づく予算計画等、実績に基づいた橋梁の長寿命化計画および舗装、道路附属物の個別施設計画の効率的な策定に向けたソフトウェア整備（計画策定支援システムの導入を含む）等の支援を行う。

1) システム導入調整（ソフトウェア（計画策定支援システムを含む）整備等の支援）

発注者が実施する長寿命化計画、個別施設計画等を支援するソフトウェア（計画策定支援システムを含む）は、発注者が準備する PC（1 台）にシステム並びに橋梁・道路舗装・道路附属物の各諸元等の基本情報、最新の点検・診断結果、過年度の修繕計画等の各種データをインストールし正常に稼働するよう環境設定を行う。なお、ソフトウェア等の保守に関して、導入 1 年目は無償とする。

2) アドバイザリー

長寿命化計画、個別施設計画等を支援するソフトウェア（計画策定支援システムを含

む)については、令和10年まで毎年1回、管理権限を持つ職員に対して操作に関する研修を行う。また、長寿命化計画更新および個別施設計画策定にあたり職員からの問い合わせに面前及び電話・メール等により対応するものとする。

(6) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を調査職員に提出するものとする。

- ・着手 1回
- ・中間 1回
- ・完了 1回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和8年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁定期点検

本業務で点検を行う354橋のうち、48橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図り、橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省」を参考とし、「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

5) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づきMicrosoft Excelにて「別紙 3 点検表記録様式（その１）、（その２）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

6) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

7) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) 橋梁補修設計

橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた 7 橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量（概算工事費）・報告書等の作成を行う。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関する E C I 方式ガイドライン（平成 30 年 2 月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査

結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要な事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、現地調査結果より、設計する上で試験が必要と判断された場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、調査職員との協議にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、LCCも考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 補修計画の立案

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）（図面・数量・施工計画）

① 工事請負者の技術協力による図面・数量・施工計画等の修正

補修設計（詳細）は、工事発注後に工事請負者の技術協力を踏まえて工事に必要な図面・数量の修正、施工計画の修正を行うものとする。4)補修計画の立案結果を基に、三者協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件を踏まえた工事請負者の技術協力等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加える

② 施工時における設計者の技術協力

施工に際し、設計者は工事請負者に対して補修方法や補修手順等に関する技術協力（ア

ドバイス)を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の立案、数量算出等を行うものとする。

6) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視等により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、その結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新を行うものとする。

7) 協議用資料作成

工事請負者にて作成した関係機関等の協議用資料について、調査職員の指示に従い照査等を実施する。

8) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

9) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び設計者並びに工事請負者による三者協議会を開催するものとする。三者協議会は、1橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の3回とするが、調査職員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

10) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(4) アドバイザリー

1) ソフトウェア（計画策定支援システム）整備等の支援

令和7年度に導入したソフトウェア（計画策定支援システムを含む）に関する保守を行

うものとする。

2) アドバイザリー

長寿命化計画、個別施設計画等を支援するソフトウェア（計画策定支援システムを含む）については、令和10年まで毎年1回、管理権限を持つ職員に対して操作に関する研修を行う。また、長寿命化計画更新および個別施設計画策定にあたり職員からの問い合わせに面前及び電話・メール等により対応するものとする。

(5) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を調査職員に提出するものとする。

- ・着手 1回
- ・中間 1回
- ・完了 1回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和9年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁定期点検

本業務で点検を行う354橋のうち、9橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図り、橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省」を参考とし、「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、

橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

5) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づきMicrosoft Excelにて「別紙 3 点検表記録様式（その1）、（その2）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

6) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

7) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) 橋梁補修設計

橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた7橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量（概算工事費）・報告書等の作成を行う。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関する E C I 方式ガイドライン（平成 30 年 2 月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要な事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、現地調査結果より、設計する上で試験が必要と判断された場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、調査職員との協議にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、L C C も考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 補修計画の立案

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）（図面・数量・施工計画）

① 工事請負者の技術協力による図面・数量・施工計画等の修正

補修設計（詳細）は、工事発注後に工事請負者の技術協力を踏まえて工事に必要な図面・数量の修正、施工計画の修正を行うものとする。4)補修計画の立案結果を基に、三者

協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件を踏まえた工事請負者の技術協力等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加える

② 施工時における設計者の技術協力

施工に際し、設計者は工事請負者に対して補修方法や補修手順等に関する技術協力（アドバイス）を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の立案、数量算出等を行うものとする。

6) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視等により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、その結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新を行うものとする。

7) 協議用資料作成

工事請負者にて作成した関係機関等の協議用資料について、調査職員の指示に従い照査等を実施する。

8) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

9) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び設計者並びに工事請負者による三者協議会を開催するものとする。三者協議会は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の 3 回とするが、調査職員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

10) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(4) アドバイザリー

1) ソフトウェア（計画策定支援システム）整備等の支援

令和7年度に導入したソフトウェア（計画策定支援システムを含む）に関する保守を行うものとする。

2) アドバイザリー

長寿命化計画、個別施設計画等を支援するソフトウェア（計画策定支援システムを含む）については、令和10年まで毎年1回、管理権限を持つ職員に対して操作に関する研修を行う。また、長寿命化計画更新および個別施設計画策定にあたり職員からの問い合わせに面談及び電話・メール等により対応するものとする。

(5) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を調査職員に提出するものとする。

- ・着手 1回
- ・完了 1回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和10年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁定期点検

本業務で点検を行う354橋のうち、19橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図り、橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省」を参考とし、「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

5) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づきMicrosoft Excelにて「別紙 3 点検表記録様式（その1）、（その2）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

6) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

7) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) 橋梁補修設計

橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた7橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量（概算工事費）・報告書等の作成を

行う。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関するE C I方式ガイドライン（平成30年2月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調査より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要な事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、現地調査結果より、設計する上で試験が必要と判断された場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、調査職員との協議にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、L C Cも考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 補修計画の立案

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）（図面・数量・施工計画）

① 工事請負者の技術協力による図面・数量・施工計画等の修正

補修設計（詳細）は、工事発注後に工事請負者の技術協力を踏まえて工事に必要な図面・数量の修正、施工計画の修正を行うものとする。4)補修計画の立案結果を基に、三者

協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件を踏まえた工事請負者の技術協力等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加える

② 施工時における設計者の技術協力

施工に際し、設計者は工事請負者に対して補修方法や補修手順等に関する技術協力（アドバイス）を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の立案、数量算出等を行うものとする。

6) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視等により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、その結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新を行うものとする。

7) 協議用資料作成

工事請負者にて作成した関係機関等の協議用資料について、調査職員の指示に従い照査等を実施する。

8) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

9) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び設計者並びに工事請負者による三者協議会を開催するものとする。三者協議会は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の3回とするが、調査職員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

10) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(4) アドバイザリー

1) ソフトウェア（計画策定支援システム）整備等の支援

令和7年度に導入したソフトウェア（計画策定支援システムを含む）に関する保守を行うものとする。

2) アドバイザリー

長寿命化計画、個別施設計画等を支援するソフトウェア（計画策定支援システムを含む）については、令和10年まで毎年1回、管理権限を持つ職員に対して操作に関する研修を行う。また、長寿命化計画更新および個別施設計画策定にあたり職員からの問い合わせに面談及び電話・メール等により対応するものとする。

(5) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を調査職員に提出するものとする。

- ・着手 1回
- ・中間 1回
- ・完了 1回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

（提出書類）

第10条 「発注者が指定した様式」とは発注者が定める土木設計業務委託関係提出書類の様式をいう。

（土地への立ち入り等）

第11条 現地調査を実施する場合、調査職員は必ず町発行の身分証明書・腕章を装着して業務にあたるものとする。

- 2 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するとともに、不快感を与えないように服装や言動に十分注意しなければならない。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者、調査職員等で契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。

- 5 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は受託者の負担とする。
- 6 受託者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、作業終了後10日以内に発注者に返却するものとする。
- 7 業務の実施に伴い民地への杭（仮杭含む）・鉋・スプレーが必要となる場合は、地権者に了解を得たうえで実施すること。

（成果品の提出）

第12条 成果品は以下のとおりとし、担当課に提出するものとする。なお、各年度毎に実施する業務について適宜納品（中間納品）を行うこと。

- ・報告書（A4判簡易製本 パイプファイル式） 2部
- ・上記電子データ 一式
- ・その他必要な資料

（その他特記事項）

第13条 本業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

- 2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 3 照査については、基本的な条件決定に伴う、設計方針、設計手法、施工条件及び設計計算、数量計算、設計図等の適切性、整合性の照査を行う。

R6～R10 橋梁定期点検 対象橋梁リスト(354橋)

管理 番号	橋梁名	路線名	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	区分	橋梁点検対象橋梁				
							R6	R7	R8	R9	R10
001	大安寺唐子古線1号橋	町道大安寺唐古線	不明	4	6.85	15m未満		●			
002	大安寺唐子古線2号橋	町道大安寺唐古線	不明	2.1	10.3	15m未満		●			
003	大安寺唐子古線3号橋	町道大安寺唐古線	不明	2.9	9.7	15m未満		●			
004	大安寺唐子古線4号橋	町道大安寺唐古線	不明	3	13.7	15m未満		●			
005	大安寺唐古線5号橋	町道大安寺唐古線	不明	2.6	7.2	15m未満		●			
007	唐古西代線1号橋	町道唐古西代線	不明	6	10.3	15m未満		●			
008	小坂富本線3号橋	町道小坂富本線	不明	7.6	7	15m未満					●
009	小坂富本線4号橋	町道小坂富本線	不明	4.1	6	15m未満		●			
010	小坂富本線5号橋	町道小坂富本線	不明	3.5	5.15	15m未満		●			
011	小坂富本線6号橋	町道小坂富本線	不明	8.9	7.4	15m未満		●			
012	土橋	町道根太黒田線	不明	3.8	3.4	15m未満		●			
013	道根太黒田線3号橋	町道根太黒田線	不明	2.3	4.7	15m未満		●			
014	根太黒田線5号橋	町道根太黒田線	不明	3.4	13.2	15m未満					●
016	竹 田 橋	町道西竹田満田線	不明	9.5	6.7	15m未満		●			
017	大安寺為川南方線1号橋	町道大安寺為川南方線	不明	3.2	4.4	15m未満		●			
018	大安寺為川南方線4号橋	町道大安寺為川南方線	不明	2.2	4.8	15m未満		●			
019	阿部田笠形線1号橋	町道阿部田笠形線	不明	3.9	4.95	15m未満					●
020	笠形為川北方線1号橋	町道笠形為川北方線	不明	5.3	6.2	15m未満		●			
022	笠形為川北方線5号橋	町道笠形為川北方線	不明	2.1	6.9	15m未満		●			
023	八条笠形平田線1号橋	町道八条笠形平田線	不明	3.8	6.7	15m未満		●			
024	八条笠形平田線2号橋	町道八条笠形平田線	不明	2.6	11.4	15m未満		●			
025	八条笠形平田線3号橋	町道八条笠形平田線	不明	2.4	8.6	15m未満		●			
026	味間八田線2号橋	町道味間八田線	不明	3.1	6.7	15m未満		●			
027	味間八田線3号橋	町道味間八田線	不明	3	5.15	15m未満					●
028	味間八田線4号橋	町道味間八田線	不明	2.5	6.2	15m未満		●			
029	味間八田線5号橋	町道味間八田線	不明	5.5	4	15m未満					●
030	味間八田線6号橋	町道味間八田線	不明	4	6.7	15m未満		●			
031	味間八田線7号橋	町道味間八田線	不明	2.2	6.7	15m未満		●			
032	東味間大木線1号橋	町道東味間大木線	不明	2.9	5.4	15m未満		●			
033	東味間大木線2号橋	町道東味間大木線	不明	2.5	5.1	15m未満			●		
034	東味間大木線3号橋	町道東味間大木線	不明	12	4.7	15m未満		●			
035	東味間大木線4号橋	町道東味間大木線	不明	2.7	6.8	15m未満		●			
037	黒田石橋団地線2号橋	町道黒田石橋団地線	不明	3.4	4	15m未満		●			
038	阪手八尾大橋線3号橋	町道阪手八尾大橋線	不明	2.9	19.1	15m未満		●			
039	保津西竹田線1号橋	町道保津西竹田線	不明	3.6	6.1	15m未満		●			
040	幸町薬王寺線1号橋	町道幸町薬王寺線	不明	2.3	6.5	15m未満		●			
041	三笠新木線1号橋	町道三笠新木線	不明	7.7	4.7	15m未満					●
042	矢部保津線2号橋	町道矢部保津線	不明	5.2	4.6	15m未満		●			
043	矢部保津線3号橋	町道矢部保津線	不明	3.6	7	15m未満		●			
044	満田佐味線1号橋	町道満田佐味線	不明	14.1	7.5	15m未満		●			
045	満田佐味線2号橋	町道満田佐味線	不明	5.6	7.3	15m未満			●		
046	三笠宮森線1号橋	町道三笠宮森線	不明	2.2	9.7	15m未満		●			
047	三笠宮森線3号橋	町道三笠宮森線	不明	2.1	6.1	15m未満		●			
051	多東西線5号橋	町道多東西線	不明	3.6	4.7	15m未満		●			
052	大網松本線1号橋	町道大網松本線	不明	2.1	7.9	15m未満		●			
053	黒田2号線1号橋	町道黒田2号線	不明	5.5	2.6	15m未満		●			
054	黒田5号線1号橋	町道黒田5号線	不明	2.4	6	15m未満					●
055	黒田5号線2号橋	町道黒田5号線	不明	3	3.8	15m未満		●			
056	黒田6号線1号橋	町道黒田6号線	不明	3.6	10.9	15m未満		●			
057	黒田10号線1号橋町	道黒田10号線	不明	2	3.5	15m未満		●			
058	黒田14号線1号橋町	道黒田14号線	不明	2.7	4	15m未満				●	
059	黒田15号線1号橋町	道黒田15号線	不明	3.4	4	15m未満		●			
063	宮古2号線1号橋	町道宮古2号線	不明	3.5	5.1	15m未満		●			
064	宮古13号線1号橋	町道宮古13号線	不明	2	3.6	15m未満		●			
065	西八尾1号線1号橋	町道西八尾1号線	不明	4.3	6	15m未満				●	
066	西八尾1号線2号橋	町道西八尾1号線	不明	6	5.3	15m未満				●	
067	西八尾3号線1号橋	町道西八尾3号線	不明	3	8.2	15m未満		●			
068	西八尾3号線2号橋	町道西八尾3号線	不明	3	14	15m未満		●			
069	西八尾5号線1号橋	町道西八尾5号線	不明	2.9	6.8	15m未満		●			
070	西八尾6号線1号橋	町道西八尾6号線	不明	2.9	8.1	15m未満		●			
071	西八尾7号線1号橋	町道西八尾7号線	不明	3	7	15m未満				●	
072	中八尾1号線1号橋	町道中八尾1号線	不明	2.8	12.9	15m未満		●			
073	八尾17号線1号橋	町道八尾17号線	不明	2.3	4.3	15m未満		●			
074	八尾19号線1号橋	町道八尾19号線	不明	2.7	4.6	15m未満		●			
075	八尾20号線1号橋	町道八尾20号線	不明	2.5	5.9	15m未満		●			
076	八尾20号線2号橋	町道八尾20号線	不明	2	6	15m未満		●			
078	松本3号線1号橋	町道松本3号線	不明	5.6	4.1	15m未満		●			
079	松本7号線1号橋	町道松本7号線	不明	4.4	12.7	15m未満		●			
080	松本9号線1号橋	町道松本9号線	不明	3.3	6.7	15m未満		●			
081	松本10号線1号橋	町道松本10号線	不明	6.3	8.1	15m未満					●
082	松本10号線2号橋	町道松本10号線	不明	4.3	5.1	15m未満		●			
083	松本12号線1号橋	町道松本12号線	不明	3.2	8.2	15m未満		●			
084	松本16号線1号橋	町道松本16号線	不明	2.5	2	15m未満		●			
085	富本2号線1号橋	町道富本2号線	不明	8.9	4.2	15m未満		●			
086	富本6号線1号橋	町道富本6号線	不明	8.9	4.5	15m未満		●			
087	富本9号線1号橋	町道富本9号線	不明	7	3.1	15m未満		●			
088	十六面4号線1号橋	町道十六面4号線	不明	2.7	2.8	15m未満		●			
089	保津3号線1号橋	町道保津3号線	不明	2.6	2.5	15m未満		●			
090	保津11号線1号橋	町道保津11号線	不明	3.4	9.6	15m未満		●			
091	保津12号線1号橋	町道保津12号線	不明	3.4	12	15m未満		●			
092	保津14号線1号橋	町道保津14号線	不明	2.2	3.1	15m未満		●			

R6～R10 橋梁定期点検 対象橋梁リスト(354橋)

管理 番号	橋梁名	路線名	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	区分	橋梁点検対象橋梁				
							R6	R7	R8	R9	R10
093	保津18号線1号橋	町道保津18号線	不明	3	4.1	15m未満		●			
094	西新町2号線1号橋	町道西新町2号線	不明	3.5	5.3	15m未満		●			
096	新町2号線1号橋	町道新町2号線	不明	3.7	4.6	15m未満		●			
097	新町4号線1号橋	町道新町4号線	不明	2	5.5	15m未満		●			
098	新町5号線1号橋	町道新町5号線	不明	2.3	4.9	15m未満		●			
099	新町6号線1号橋	町道新町6号線	不明	2.5	8.3	15m未満		●			
100	田原本1号線1号橋	町道田原本1号線	不明	2.9	4	15m未満		●			
101	田原本5号線1号橋	町道田原本5号線	不明	2.5	2.4	15m未満		●			
102	田原本13号線1号橋	町道田原本13号線	不明	2.7	4.5	15m未満		●			
103	田原本14号線1号橋	町道田原本14号線	不明	2.3	5.6	15m未満		●			
104	田原本15号線1号橋	町道田原本15号線	不明	3.4	3.6	15m未満		●			
105	田原本21号線1号橋	町道田原本21号線	不明	2.2	3.8	15m未満		●			
106	田原本21号線2号橋	町道田原本21号線	不明	3.3	3.4	15m未満					●
108	田原本36号線1号橋	町道田原本36号線	不明	3.2	1.3	15m未満		●			
109	田原本36号線2号橋	町道田原本36号線	不明	3	4.5	15m未満		●			
110	田原本39号線1号橋	町道田原本39号線	不明	2.8	4.5	15m未満		●			
111	田原本40号線1号橋	町道田原本40号線	不明	3.3	3.6	15m未満		●			
112	田原本42号線1号橋	町道田原本42号線	不明	2.9	3.7	15m未満					●
113	大門橋	町道田原本43号線	不明	3.1	4.2	15m未満		●			
114	田原本44号線1号橋	町道田原本44号線	不明	2.9	5	15m未満		●			
115	田原本49号線1号橋	町道田原本49号線	不明	3	5.2	15m未満		●			
116	田原本49号線2号橋	町道田原本49号線	不明	3.7	2.8	15m未満		●			
117	田原本51号線1号橋	町道田原本51号線	不明	3	6.2	15m未満		●			
118	田原本51号線2号橋	町道田原本51号線	不明	3.1	6.1	15m未満		●			
119	田原本54号線1号橋	町道田原本54号線	不明	2.9	4.3	15m未満		●			
120	金剛寺7号線1号橋	町道金剛寺7号線	不明	2	4.1	15m未満		●			
121	平野5号線1号橋	町道平野5号線	不明	6	9.6	15m未満		●			
122	薬王寺18号線1号橋	町道薬王寺18号線	不明	5	4	15m未満		●			
123	南薬王寺1号線1号橋	町道南薬王寺1号線	不明	4.9	6.3	15m未満				●	
124	南薬王寺1号線2号橋	町道南薬王寺1号線	不明	7.6	13	15m未満					●
125	南薬王寺8号線1号橋	町道南薬王寺8号線	不明	4.2	11.8	15m未満				●	
126	みどりの団地2号線1号橋	町道みどりの団地2号線	不明	4.4	9.8	15m未満		●			
127	みどりの団地3号線1号橋	町道みどりの団地3号線	不明	4.4	9.8	15m未満		●			
128	三笠3号線1号橋	町道三笠3号線	不明	2.1	12.4	15m未満		●			
129	三笠10号線1号橋	町道三笠10号線	不明	5.5	4	15m未満		●			
130	三笠11号線1号橋	町道三笠11号線	不明	3.7	1.7	15m未満		●			
131	南三笠12号線1号橋	町道南三笠12号線	不明	2	14.3	15m未満		●			
132	南三笠13号線1号橋	町道南三笠13号線	不明	2	10.5	15m未満				●	
133	柳町1号線1号橋	町道柳町1号線	不明	2.6	1.8	15m未満		●			
134	柳町2号線1号橋	町道柳町2号線	不明	3	7.3	15m未満		●			
136	大網6号線1号橋	町道大網6号線	不明	3	5.5	15m未満			●		
137	大網17号線1号橋	町道大網17号線	不明	5.2	3.5	15m未満		●			
138	佐味21号線1号橋	町道佐味21号線	不明	4.8	4.9	15m未満		●			
139	佐味21号線2号橋	町道佐味21号線	不明	12.4	2.6	15m未満					●
140	満田1号線1号橋	町道満田1号線	不明	10.7	3.5	15m未満			●		
141	満田7号線1号橋	町道満田7号線	不明	12.5	3.6	15m未満			●		
142	矢部5号線1号橋	町道矢部5号線	不明	2.1	5	15m未満		●			
143	矢部9号線1号橋	町道矢部9号線	不明	2	3.9	15m未満		●			
144	矢部19号線1号橋	町道矢部19号線	不明	5.3	6	15m未満		●			
145	矢部21号線1号橋	町道矢部21号線	不明	6.1	6	15m未満		●			
146	新木3号線1号橋	町道新木3号線	不明	3.8	5.1	15m未満		●			
147	新木6号線1号橋	町道新木6号線	不明	2.4	3.3	15m未満		●			
148	笠縫1号線1号橋	町道笠縫1号線	不明	2.6	9.7	15m未満		●			
149	笠縫2号線1号橋	町道笠縫2号線	不明	2.6	6.1	15m未満		●			
150	笠縫3号線1号橋	町道笠縫3号線	不明	2.6	7.1	15m未満		●			
151	笠縫7号線1号橋	町道笠縫7号線	不明	2.6	10.2	15m未満		●			
152	笠縫8号線1号橋	町道笠縫8号線	不明	2.6	6.9	15m未満		●			
153	笠縫9号線1号橋	町道笠縫9号線	不明	2.6	9.9	15m未満		●			
154	笠縫10号線1号橋	町道笠縫10号線	不明	2.6	9.9	15m未満		●			
155	秦庄10号線1号橋	町道秦庄10号線	不明	5.1	6.4	15m未満			●		
156	秦庄11号線1号橋	町道秦庄11号線	不明	3.8	3.6	15m未満					●
157	秦庄11号線2号橋	町道秦庄11号線	不明	2.8	4.6	15m未満					●
158	秦庄14号線1号橋	町道秦庄14号線	不明	2.3	6	15m未満		●			
159	秦庄23号線1号橋	町道秦庄23号線	不明	2.5	6.3	15m未満		●			
160	宮森6号線1号橋	町道宮森6号線	不明	2.1	4.2	15m未満		●			
161	宮森6号線2号橋	町道宮森6号線	不明	2.7	5.4	15m未満		●			
163	宮森8号線1号橋	町道宮森8号線	不明	2.2	2.4	15m未満		●			
164	宮森9号線1号橋	町道宮森9号線	不明	2.6	3.5	15m未満		●			
165	宮森10号線1号橋	町道宮森10号線	不明	2.6	5.2	15m未満		●			
166	宮森15号線1号橋	町道宮森15号線	不明	2.8	7.3	15m未満		●			
167	多6号線1号橋	町道多6号線	不明	2.2	3.6	15m未満			●		
168	多11号線1号橋	町道多11号線	不明	2.1	4.1	15m未満		●			
169	多13号線1号橋	町道多13号線	不明	2	4	15m未満		●			
170	西代4号線1号橋	町道西代4号線	不明	2.8	5.4	15m未満		●			
171	西代7号線1号橋	町道西代7号線	不明	2	6.2	15m未満		●			
172	唐古6号線2号橋	町道唐古6号線	不明	2	2.7	15m未満		●			
174	唐古8号線1号橋	町道唐古8号線	不明	2.1	1.5	15m未満		●			
175	八田7号線1号橋	町道八田7号線	不明	2	5.5	15m未満			●		
176	八田7号線2号橋	町道八田7号線	不明	5.4	3.4	15m未満		●			
177	八田7号線3号橋	町道八田7号線	不明	2.4	6	15m未満		●			
178	八田7号線4号橋	町道八田7号線	不明	5.3	3.3	15m未満		●			

R6～R10 橋梁定期点検 対象橋梁リスト(354橋)

管理 番号	橋梁名	路線名	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	区分	橋梁点検対象橋梁				
							R6	R7	R8	R9	R10
179	八田10号線2号橋	町道八田10号線	不明	4.6	3	15m未満		●			
180	八田13号線1号橋	町道八田13号線	不明	3.5	5.9	15m未満		●			
181	八田17号線1号橋	町道八田17号線	不明	3.2	5.9	15m未満		●			
182	八田18号線1号橋	町道八田18号線	不明	2.1	8.1	15m未満		●			
183	八田18号線2号橋	町道八田18号線	不明	2.9	6.7	15m未満		●			
184	八田32号線1号橋	町道八田32号線	不明	2.4	5.3	15m未満		●			
185	西鍵1号線1号橋	町道西鍵1号線	不明	2	9.1	15m未満					●
186	西鍵2号線1号橋	町道西鍵2号線	不明	2.4	8.6	15m未満					
187	鍵2号線1号橋	町道鍵2号線	不明	2.8	6.1	15m未満		●			
188	鍵3号線1号橋	町道鍵3号線	不明	2.6	7.4	15m未満		●			
190	法貴寺3号線1号橋	町道法貴寺3号線	不明	2.3	5	15m未満			●		
191	法貴寺10号線1号橋	町道法貴寺10号線	不明	2.8	9	15m未満		●			
192	法貴寺31号線1号橋	町道法貴寺31号線	不明	2.4	7	15m未満		●			
193	法貴寺32号線1号橋	町道法貴寺32号線	不明	2.5	4.4	15m未満		●			
194	法貴寺33号線1号橋	町道法貴寺33号線	不明	2	6	15m未満		●			
195	法貴寺35号線1号橋	町道法貴寺35号線	不明	2.4	5	15m未満		●			
196	法貴寺36号線1号橋	町道法貴寺36号線	不明	2	6	15m未満		●			
197	法貴寺37号線1号橋	町道法貴寺37号線	不明	3.7	4.2	15m未満		●			
198	法貴寺47号線1号橋	町道法貴寺47号線	不明	2.2	6.2	15m未満		●			
199	法貴寺48号線1号橋	町道法貴寺48号線	不明	2.1	7.4	15m未満		●			
200	法貴寺49号線1号橋	町道法貴寺49号線	不明	2.3	7.2	15m未満		●			
201	法貴寺50号線1号橋	町道法貴寺50号線	不明	2.2	7.4	15m未満		●			
202	小阪3号線1号橋	町道小阪3号線	不明	4.3	9.7	15m未満		●			
203	阪手西3号線1号橋	町道阪手西3号線	不明	2.4	10.6	15m未満		●			
204	阪手西4号線1号橋	町道阪手西4号線	不明	3.3	11.2	15m未満		●			
205	阪手西5号線1号橋	町道阪手西5号線	不明	3.3	11.5	15m未満		●			
206	阪手西9号線1号橋	町道阪手西9号線	不明	3.2	7.9	15m未満		●			
207	阪手西12号線1号橋	町道阪手西12号線	不明	4	6.5	15m未満					●
208	阪手2号線1号橋	町道阪手2号線	不明	2	2	15m未満		●			
209	阪手14号線1号橋	町道阪手14号線	不明	8.5	4.7	15m未満		●			
210	阪手15号線1号橋	町道阪手15号線	不明	6.3	4.6	15m未満		●			
212	阪手27号線1号橋	町道阪手27号線	不明	5.1	8.3	15m未満		●			
213	阪手29号線1号橋	町道阪手29号線	不明	2.9	4.5	15m未満		●			
214	阪手29号線2号橋	町道阪手29号線	不明	4.3	7	15m未満		●			
215	阪手30号線1号橋	町道阪手30号線	不明	3.4	3.8	15m未満		●			
216	阪手34号線1号橋	町道阪手34号線	不明	3.8	4.1	15m未満		●			
217	阪手35号線1号橋	町道阪手35号線	不明	2.7	9.8	15m未満		●			
218	阪手35号線2号橋	町道阪手35号線	不明	2	4.1	15m未満		●			
219	阪手38号線1号橋	町道阪手38号線	不明	4.6	4.4	15m未満		●			
220	西井上3号線1号橋	町道西井上3号線	不明	2.3	2.6	15m未満					
221	西井上7号線1号橋	町道西井上7号線	不明	3.6	10.6	15m未満		●			
222	東井上5号線1号橋	町道東井上5号線	不明	2.1	3.7	15m未満		●			
223	東井上10号線2号橋	町道東井上10号線	不明	2.3	12	15m未満		●			
224	東井上11号線1号橋	町道東井上11号線	不明	4.1	4.6	15m未満		●			
225	東井上12号線1号橋	町道東井上12号線	不明	2.4	12.5	15m未満		●			
226	為川北方4号線1号橋	町道為川北方4号線	不明	13.7	4.4	15m未満					●
227	大安寺5号線1号橋	町道大安寺5号線	不明	3.6	4.8	15m未満				●	
228	大安寺5号線2号橋	町道大安寺5号線	不明	3.4	5.1	15m未満					
229	大安寺6号線1号橋	町道大安寺6号線	不明	2.4	7.5	15m未満		●			
230	大安寺8号線1号橋	町道大安寺8号線	不明	3.3	5.4	15m未満		●			
231	大安寺14号線1号橋	町道大安寺14号線	不明	2.4	4.8	15m未満		●			
232	大木1号線1号橋	町道大木1号線	不明	3.3	5.1	15m未満		●			
233	大木1号線2号橋	町道大木1号線	不明	3.7	8.8	15m未満		●			
234	大木10号線1号橋	町道大木10号線	不明	2.5	11.3	15m未満		●			
235	大木14号線1号橋	町道大木14号線	不明	2.2	3.7	15m未満		●			
236	大木14号線2号橋	町道大木14号線	不明	2.8	7.9	15m未満		●			
237	金沢13号線1号橋	町道金沢13号線	不明	2.3	3.3	15m未満		●			
238	金沢13号線2号橋	町道金沢13号線	不明	2.5	2.8	15m未満		●			
239	為川南方1号線1号橋	町道為川南方1号線	不明	2	2.7	15m未満		●			
240	千代公苑3号線1号橋	町道千代公苑3号線	不明	5.3	9.3	15m未満		●			
241	千代1号線1号橋	町道千代1号線	不明	3.7	8.2	15m未満			●		
242	千代7号線1号橋	町道千代7号線	不明	2.2	4.4	15m未満		●			
243	千代14号線1号橋	町道千代14号線	不明	3.8	5.3	15m未満		●			
244	千代15号線1号橋	町道千代15号線	不明	2.7	3.8	15m未満		●			
246	千代25号線1号橋	町道千代25号線	不明	2.9	4	15m未満		●			
247	千代27号線1号橋	町道千代27号線	不明	4.1	6	15m未満		●			
249	千代33号線1号橋	町道千代33号線	不明	2.5	3.1	15m未満		●			
250	千代36号線1号橋	町道千代36号線	不明	3.9	4.2	15m未満		●			
251	千代39号線1号橋	町道千代39号線	不明	2.9	3	15m未満		●			
252	千代40号線1号橋	町道千代40号線	不明	2.8	2.8	15m未満					
253	千代43号線1号橋	町道千代43号線	不明	2.6	3.8	15m未満		●			
254	伊与戸1号線1号橋	町道伊与戸1号線	不明	2.7	8.3	15m未満		●			
255	伊与戸7号線1号橋	町道伊与戸7号線	不明	2.8	6.6	15m未満		●			
256	蔵堂10号線1号橋	町道蔵堂10号線	不明	8	4.8	15m未満		●			
257	蔵堂14号線1号橋	町道蔵堂14号線	不明	3.9	5.3	15m未満				●	
258	蔵堂14号線1号橋	町道蔵堂14号線	不明	3.9	5.3	15m未満		●			
259	笠形3号線1号橋	町道笠形3号線	不明	3.1	5.9	15m未満		●			
260	笠形6号線1号橋	町道笠形6号線	不明	3.6	6.3	15m未満		●			
261	味間5号線1号橋	町道味間5号線	不明	9.8	4.6	15m未満		●			
262	味間12号線1号橋	町道味間12号線	不明	2.5	2	15m未満		●			
263	味間13号線1号橋	町道味間13号線	不明	11	5.2	15m未満		●			

R6～R10 橋梁定期点検 対象橋梁リスト(354橋)

管理 番号	橋梁名	路線名	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	区分	橋梁点検対象橋梁				
							R6	R7	R8	R9	R10
264	味間13号線2号橋	町道味間13号線	不明	10	7.9	15m未満		●			
265	味間15号線1号橋	町道味間15号線	不明	12.5	3.1	15m未満		●			
266	味間17号線1号橋	町道味間17号線	不明	9.8	3.1	15m未満		●			
267	味間19号線1号橋	町道味間19号線	不明	3.6	4.2	15m未満		●			
268	味間20号線1号橋	町道味間20号線	不明	10.4	4.7	15m未満		●			
270	味間23号線1号橋	町道味間23号線	不明	2.5	5.5	15m未満		●			
271	味間23号線2号橋	町道味間23号線	不明	3	6	15m未満		●			
272	味間23号線3号橋	町道味間23号線	不明	2.5	8	15m未満		●			
273	味間23号線4号橋	町道味間23号線	不明	2.8	6.4	15m未満		●			
274	味間24号線1号橋	町道味間24号線	不明	2.5	5.7	15m未満		●			
275	味間24号線2号橋	町道味間24号線	不明	2.2	5.4	15m未満		●			
276	味間28号線1号橋	町道味間28号線	不明	2.6	4	15m未満		●			
277	西井上9号線1号橋	町道西井上9号線	不明	2.7	5.8	15m未満		●			
278	千代44号線1号橋	町道千代44号線	不明	2.5	10.4	15m未満		●			
279	多23号線1号橋	町道多23号線	不明	2	2.5	15m未満		●			
280	小阪18号線1号橋	町道小阪18号線	不明	2.8	4.9	15m未満		●			
281	宮森20号線1号橋	町道宮森20号線	不明	2.9	4.9	15m未満		●			
282	小阪21号線1号橋	町道小阪21号線	不明	2.4	6.4	15m未満		●			
283	泰庄32号線1号橋	町道泰庄32号線	不明	2.7	16.3	15m未満		●			
284	薬王寺31号線1号橋	町道薬王寺31号線	不明	2.5	10.2	15m未満		●			
285	阪手42号線1号橋	町道阪手42号線	不明	4.4	8	15m未満		●			
286	八尾45号線1号橋	町道八尾45号線	不明	2.1	8	15m未満		●			
287	八尾45号線2号橋	町道八尾45号線	不明	4.1	8.1	15m未満		●			
288	三笠21号線1号橋	町道三笠21号線	不明	5.4	9.6	15m未満		●			
290	笠形11号線1号橋	町道笠形11号線	不明	2.1	11.2	15m未満		●			
291	神通橋	町道三笠満田線	不明	8.2	15	15m未満		●			
292	屋就橋	町道三笠満田線	不明	7.4	6.6	15m未満		●			
293	十六面13号線1号橋	町道十六面13号線	不明	2	6.7	15m未満		●			
294	新町20号線1号橋	町道新町20号線	不明	2.3	9.7	15m未満		●			
295	西新町13号線1号橋	町道西新町13号線	不明	3.2	11.6	15m未満		●			
296	八尾51号線1号橋	町道八尾51号線	不明	2.2	6.6	15m未満		●			
297	八尾53号線1号橋	町道八尾53号線	不明	3.9	11.3	15m未満		●			
298	新町22号線1号橋	町道新町22号線	不明	2.7	10.6	15m未満		●			
299	三笠29号線1号橋	町道三笠29号線	不明	5.4	13.1	15m未満		●			
301	八尾54号線1号橋	町道八尾54号線	不明	3.3	8.7	15m未満		●			
305	田中橋	町道笠形為川北方線	不明	15	7	15m未満					
338	かみ橋	町道千代29号線	不明	14.9	3.6	15m未満		●			
355	松本11号線1号橋	町道松本11号線	不明	2.7	6	15m未満		●			
356	松本7号線2号橋	町道松本7号線	不明	2	5.1	15m未満		●			
369	金沢14号線1号橋	町道金沢14号線	不明	2.5	3.4	15m未満		●			
300	農振橋側道橋	三笠満田線	不明	33.6	2.5	15m以上					
302	寺川橋	泰庄27号線	1979年	38.9	6.4	15m以上			●		
303	南小学校通学橋	千代8号線	1973年	35.5	2.4	15m以上					
304	多宮橋	多東西線	1956年	31.6	4.7	15m以上					
306	蔵堂橋	笠形為川北方線	1983年	43.8	5.2	15m以上			●		
307	平田橋	平田6号線	1980年	44	3.4	15m以上			●		
308	天王橋	阪手東井上線	1985年	43.8	7.2	15m以上			●		
309	八田高橋	八田10号線	1970年	57.6	3.2	15m以上			●		
310	今里橋	今里3号線	1966年	42	3	15m以上			●		
311	大川橋	大安寺為川南方線	1986年	48.4	5.8	15m以上			●		
312	常法寺橋	八田6号線	1968年	60.1	3.1	15m以上			●		
313	茶屋前橋	小阪富本線	1965年	41.2	6.8	15m以上			●		
314	富本橋	町道富本5号線	1966年	34.1	2.5	15m以上			●		
315	安養寺橋	八尾22号線	1983年	41.9	3.7	15m以上			●		
316	中橋	八尾28号線	1974年	40.2	2.5	15m以上			●		
317	高橋	阪手八尾大橋線	1995年	44.5	16.8	15m以上			●		
318	神田橋	十六面黒田線	1975年	16.8	6.8	15m以上			●		
319	八尾井出橋	阪手25号線	1971年	41	6.8	15m以上			●		
320	田原橋	根太黒田線	1973年	39.2	6.5	15m以上			●		
321	山田橋	満田1号線	1987年	31.2	3.5	15m以上			●		
322	中野橋	大網佐味線	1971年	18.5	7.3	15m以上			●		
323	浜橋	松本22号線	1966年	35.2	4.7	15m以上			●		
324	平野橋	西竹田満田線	1971年	31.4	6.7	15m以上			●		
325	落合橋	矢部保津線	1972年	33.5	4.82	15m以上			●		
326	大今橋	大網1号線	1971年	45	6.7	15m以上			●		
327	法条橋	唐古法貴寺線	1985年	45.2	7.2	15m以上			●		
328	法貴寺大橋	鍵法貴寺線	1985年	47.5	7.2	15m以上			●		
329	西竹田15号線1号橋	西竹田15号線	不明	34.8	1.84	15m以上					●
330	保津13号線1号橋	保津13号線	1966年	27.9	2.05	15m以上			●		
331	平野10号線1号橋	平野10号線	1984年	33.6	2.4	15m以上			●		
332	佐味11号線1号橋	佐味11号線	不明	18.65	3.4	15m以上			●		
333	佐味18号線1号橋	佐味18号線	不明	17.4	3.6	15m以上			●		
334	四条橋	大和川右岸線	不明	44	2.8	15m以上			●		
335	寺内橋	法貴寺21号線	1985年	43.6	7.2	15m以上			●		
336	寺内北橋	法貴寺24号線	1984年	43.8	5.2	15m以上			●		
337	御園橋	東井上10号線	1983年	20.7	5	15m以上			●		
339	鯉ヶ尻橋	蔵堂10号線	1986年	43.7	3.3	15m以上			●		
340	大木橋	大木1号線	1986年	43.7	2.8	15m以上			●		
341	西門橋	法貴寺26号線	1991年	22.5	7.2	15m以上			●		
342	農振橋	三笠満田線	不明	33.5	7.8	15m以上			●		
6	千代阪手線4号橋	町道千代阪手線	不明	6.1	12.6	溝橋			●		

R6～R10 橋梁定期点検 対象橋梁リスト(354橋)

管理 番号	橋梁名	路線名	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	区分	橋梁点検対象橋梁				
							R6	R7	R8	R9	R10
21	笠形為川北方線3号橋	町道笠形為川北方線	不明	2.1	14	溝橋					
48	三笠宮森線4号橋	町道三笠宮森線	不明	2.3	6.6	溝橋		●			
49	多東西線1号橋	町道多東西線	不明	2.8	8.5	溝橋		●			
50	多東西線4ゴウキョウ	町道多東西線	不明	2.5	5.8	溝橋		●			
60	黒田17号線1号橋	町道黒田17号線	不明	2.4	12.3	溝橋		●			
61	黒田17号線2号橋	町道黒田17号線	不明	2.2	14	溝橋		●			
95	新町1号線1号橋	町道新町1号線	不明	2.9	10.2	溝橋		●			
107	奈かおばし	町道田原本26号線	不明	4.5	13.68	溝橋		●			
135	大網1号線1号橋	町道大網1号線	不明	2.3	11.5	溝橋		●			
162	宮森6号線3号橋	町道宮森6号線	不明	2.3	6.6	溝橋		●			
173	唐古7号線1号橋	町道唐古7号線	不明	3.2	5.6	溝橋		●			
211	千代19号線1号橋	町道阪手19号線	不明	2.6	5.5	溝橋		●			
248	千代28号線1号橋	町道千代28号線	不明	3.3	4.2	溝橋		●			
269	味間22号線1号橋	町道味間22号線	不明	2.2	7	溝橋		●			
289	阪手45号線1号橋	町道阪手45号線	不明	2.9	4.8	溝橋		●			
343	千代阪手線1号橋	町道千代阪手線	不明	3.7	12.2	溝橋		●			
344	千代阪手線2号橋	町道千代阪手線	不明	2.4	12.1	溝橋		●			
345	千代阪手線3号橋	町道千代阪手線	不明	3	12	溝橋		●			
346	八条バイパス線1号橋	町道八条バイパス線	不明	3.9	36.5	溝橋		●			
347	根太黒田線6号橋	町道根太黒田線	不明	2.5	11.8	溝橋		●			
348	大安寺為川南方線2号橋	町道大安寺為川南方線	不明	2.5	7.5	溝橋		●			
349	唐古今里線1号橋	町道唐古今里線	不明	2.2	7.4	溝橋		●			
350	十六面黒田線2号橋	町道十六面黒田線	不明	2.3	7	溝橋		●			
351	十六面黒田線3号橋	町道十六面黒田線	不明	2	8	溝橋		●			
352	三笠宮森線2号橋	町道三笠宮森線	不明	2.7	6.6	溝橋		●			
353	多東西線2号橋	町道多東西線	不明	4.3	7	溝橋		●			
354	八尾6号線1号橋	町道八尾6号線	不明	2.1	10	溝橋			●		
357	金剛寺1号線1号橋	町道金剛寺1号線	不明	2	10.5	溝橋		●			
358	田原本17号線1号橋	町道田原本17号線	不明	4.1	5	溝橋		●			
359	泰庄15号線1号橋	町道泰庄15号線	不明	2.1	7	溝橋		●			
360	泰庄17号線1号橋	町道泰庄17号線	不明	2.1	8.4	溝橋		●			
361	多4号線1号橋	町道多4号線	不明	4.3	9	溝橋		●			
362	多5号線1号橋	町道多5号線	不明	2.1	8.8	溝橋		●			
363	多5号線2号橋	町道多5号線	不明	2.8	9.7	溝橋		●			
364	唐古1号線1号橋	町道唐古1号線	不明	3.2	6.5	溝橋		●			
365	唐古6号線1号橋	町道唐古6号線	不明	3.2	4.2	溝橋		●			
366	阪手8号線1号橋	町道阪手8号線	不明	5.4	25	溝橋					●
368	阪手40号線1号橋	町道阪手40号線	不明	2.5	27.6	溝橋		●			
370	三笠満田線2号橋	町道三笠満田線	不明	2.7	9.9	溝橋		●			
15m未満							0	278	12	9	18
15m以上							0	0	36	0	1
合計							0	278	48	9	19

R7-R10 橋梁補修設計対象橋梁リスト(29橋)

補修設計 年度	橋梁名	路線名	構造形式	区分	橋長	幅員	重要度	判定区分						
								全体	主桁 (頂版)	横桁 (側壁)	床版 (底版)	下部構造 (翼壁)	支承部 (継手)	その他
R7	東味間大木線3号橋	町道東味間大木線	1径間単純PC床版橋	15m未満	12.0	4.7	A	Ⅱ+	Ⅱ	－	Ⅱ	Ⅱ+	Ⅱ	Ⅱ
R7	笠形為川北方線3号橋	町道笠形為川北方線	RC構造、7分割構成	溝橋	2.1	14.0	A	Ⅱ+	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ+	Ⅱ
R7	田中橋	町道笠形為川北方線	1径間単純PC床版橋	15m未満	15.0	7.0	B	Ⅱ+	Ⅱ+	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R7	大安寺為川南方線1号橋	町道大安寺為川南方線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.2	4.4	B	Ⅱ+	Ⅱ+	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R7	秦庄11号線1号橋	町道秦庄11号線	1径間単純石床版橋	15m未満	3.8	3.6	C	Ⅱ+	Ⅱ	－	－	Ⅱ+	Ⅰ	Ⅱ+
R7	大安寺5号線2号橋	町道大安寺5号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.4	5.1	C	Ⅱ+	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ+
R7	三笠3号線1号橋	町道三笠3号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	2.1	12.4	C	Ⅱ+	Ⅱ	－	－	Ⅱ+	Ⅰ	Ⅱ+
R7	西鍵2号線1号橋	町道西鍵2号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	2.4	8.6	C	Ⅱ+	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ+
R8	松本10号線1号橋	町道松本10号線	1径間単純鋼H桁橋	15m未満	6.3	8.1	C	Ⅱ+	Ⅱ+	－	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R8	高橋	阪手八尾大橋線	PC橋(プレテン中空床版)、逆T式橋台2基、T型橋脚柱小判型(RC)	15m以上	44.5	16.8	A	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
R8	かがり橋	町道千代29号線	1径間単純鋼H桁橋	15m未満	14.9	3.6	A	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
R8	味間13号線1号橋	町道味間13号線	1径間単純鋼H桁橋	15m未満	11.0	5.2	C	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
R8	蔵堂橋	笠形為川北方線	PCプレテンT桁、T型橋脚柱小判型	15m以上	43.8	5.2	A	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
R8	法条橋	唐古法貴寺線	PCプレテンT桁、T型橋脚柱小判型	15m以上	45.2	7.2	A	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
R8	天王橋	阪手東井上線	PCプレテンT桁、T型橋脚柱小判型	15m以上	43.8	7.2	B	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R9	山田橋	満田1号線	鋼溶接橋I桁(不明)、T型橋脚柱小判型(RC)	15m以上	31.2	3.5	A	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
R9	法貴寺大橋	鍵法貴寺線	PCポステンT桁(合成)、T型橋脚柱小判型(RC)	15m以上	47.5	7.2	B	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
R9	鯉ヶ尻橋	蔵堂10号線	PC橋 プレテンT桁、T型橋脚柱小判型(RC)	15m以上	43.7	3.3	B	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
R9	みどりの団地2号線1号橋	町道みどりの団地2号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	4.4	9.8	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R9	みどりの団地3号線1号橋	町道みどりの団地3号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	4.4	9.8	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R9	三笠10号線1号橋	町道三笠10号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	5.5	4.0	A	Ⅱ	Ⅰ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R9	大木橋	大木1号線	PC橋 プレテンT桁、柱橋脚1柱小判(RC)	15m以上	43.7	2.8	B	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R10	保津西竹田線1号橋	町道保津西竹田線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.6	6.1	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R10	保津11号線1号橋	町道保津11号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.4	9.6	A	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R10	保津12号線1号橋	町道保津12号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.4	12.0	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R10	保津18号線1号橋	町道保津18号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.0	4.1	A	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
R10	八尾53号線1号橋	町道八尾53号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.9	11.3	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ
R10	八尾54号線1号橋	町道八尾54号線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.3	8.7	C	Ⅱ	Ⅰ	－	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ
R10	八条笠形平田線1号橋	町道八条笠形平田線	1径間単純RC床版橋	15m未満	3.8	6.7	C	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ